



個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

申込者は、別紙【個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】を承諾のうえ申込を行います。

【審査専用FAX】 050-3000-2321 入居申込書兼保証委託申込書 (□ 再送) 個人用

物件内容 (代理店記入欄) 表: お申込日、物件用途、フリガナ、物件住所、①家賃(賃料)、②共益費・管理費、③駐車場、入居予定日、申込形態、転居理由、店舗・事務所の場合の利用目的、居室、号室、④水道料・町(区)費、⑤その他、⑥月額賃料、④敷金・保証金、⑤礼金、⑥敷引(解約引き)

申込者・賃借人 表: フリガナ、氏名、現住所、現住居、自宅電話、携帯電話、勤務先名称、勤務先住所、雇用形態、部署、(外国籍の方)

申込者・賃借人 表: フリガナ、氏名、現住所、自宅電話、携帯電話、勤務先名称、勤務先住所、雇用形態、部署、(外国籍の方)

緊急連絡先 表: フリガナ、氏名、現住所、電話、保証会社

協会会社様(審査回答書送付先)の情報 表: 会社名、TEL、住所、担当

同意書 表: 同意した日、申込者署名欄、代表者氏名、連帯保証人予定者

特記事項 ③②が①にお申込書に込められた後、必ずしも記載に必要と見做しては、全項目を、運搬免許証・パスポート、健康保険証、住居カード(顔写真)・生活保護受給給付証明書(生活保護受給給付の記録がご記載の場合、お間違いありません)・外国人の方は在留カード(表裏)のいずれかのコピーの提出をお願いいたします。未成年者の場合は、親権者(法定代理人)同意書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項 賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」とい、当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

登記簿 登録期間 1 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報 2 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報

11条(個人情報の第三者への提供) 申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

第2条(法人情報) 法人情報は、以下の法人に関する情報等をい、当該情報に含まれる法人名、代表者名、所在地・電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等) (1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟先機関」といいます)に提供することに同意します。

第8条(信用情報機関への登録・利用等) 申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます)に提供することに同意します。

第5条(個人情報の第三者への提供) (1)申込者は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

第9条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等) (1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の開示をいたします。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等) (1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の開示をいたします。

第6条(第三者の範囲) 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。

第12条(必要情報の提出) 申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第13条(本条項不同意の場合の措置) 申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)に記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りする場合があります。

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等) (1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟先機関」といいます)に提供することに同意します。

第14条(審査結果) 当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃借人、管理会社又は仲介会社へ通知いたします。なお審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等がある場合には契約できない場合があります。

第15条(個人情報の管理) (1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

申込者は、別紙【個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】を承諾のうえ申込を行います。

第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託) 当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条(統計データの利用) 当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」という。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」という。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」という。）における家賃（賃料）、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居		
	店舗・事務所		
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額	
	トランクルーム	月額賃料の12か月分相当額	

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い（以下「代位弁済」という。）いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年:月額賃料の10%（下限1万円）
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
	初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の100%
		駐車場	初回保証委託料:1,000円
トランクルーム		初回保証委託料:1,000円	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社を受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織（以下「反社会的集団」という。）に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人（以下「甲」という）と全保連株式会社（以下「保証会社」という）は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約（以下「本契約」という）第5条（2）の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務（以下「本債務」という）を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条（本債務の範囲） 本契約書記載の物件（以下「本物件」という）に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務（たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等）。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条（特約に基づく保証限度額） 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条（充当順位） 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第12条の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことと有する求償債権、本契約に基づき代位弁済したことと有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条（準用規定） 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。